

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正（案）について

1 改正理由

県では、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の利用により、住民の皆様の利便性の向上や、行政の効率化を図るため、平成25年4月1日に「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、住基ネットを利用することができる事務を定めているところである。（別表第一及び別表第二）

このたび、道路交通法に基づく臨時認知機能検査の実施に係る事務及び医師の診断書提出命令に係る事務に関して、事務の実施機関において対象者の住所等を確認する手段を確保するため、条例を改正して本人確認情報の利用事務を追加する。

2 改正内容

（1）追加する事務

- ① 道路交通法に基づく臨時認知機能検査の実施に係る事務
- ② 道路交通法に基づく医師の診断書提出命令に係る事務

（2）事務の概要

- ① 75歳以上の高齢運転者が特定の違反行為をしたときに受検する臨時認知機能検査の実施に当たっては、当該臨時認知機能検査を行う旨をその対象者に書面で通知する事務。

通知において住所を確認するため、住基ネットを利用する。

- ② ア 75歳以上の高齢運転者が免許証の更新の際に認知機能検査を受けた結果、認知症のおそれありと判断されたとき
 - イ ①の臨時認知機能検査の結果、認知症のおそれありと判断されたとき
 - ウ 免許を受けた者が安全な運転に支障を及ぼすおそれのある所定の病気等や身体障害を疑う理由があるときこれらの場合に、医師の診断書の提出を命ずる事務。
命令において住所を確認するため、住基ネットを利用する。

（3）住基ネットを利用する所属

警察本部運転教育課

(4) 住基ネット利用件数（見込み）

- ① 年間約200件
- ② 年間約60件

3 追加事務における住基ネットの利用場面

住民票上の住所と運転免許証記載の住所が一致していない為に、通知又は命令が不達となることがある。

不達となった者の住所に相違があった場合等に、住基ネットにより迅速に住所等を確認し、速やかに住民票上の住所に通知又は命令を再送付する。

<事務フロー>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 運転免許証記載の住所を送付先として対象者に通知又は命令を送付する。↓② 不達となった通知又は命令が返戻される。↓③ 返戻された通知又は命令の対象者の情報を住基ネットで検索する。↓④ 運転免許証記載の住所が住民票記載の住所と異なる対象者について、住基ネットで確認した住所を送付先として再送付する。 |
|---|

4 施行日（予定）

令和6年4月1日